

# 平成24年度高齢者虐待の状況について

## 1 趣旨

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第25条に基づき、平成24年度の状況を公表する。

## 2 集計の概要

○対象者 65歳以上の高齢者

○対象期間 平成24年4月～平成25年3月

○集計方法 養介護施設従事者等(\*1)による虐待及び養護者(\*2)による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

\*1「養介護施設従事者等」介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

\*2「養護者」高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

## 3 集計結果の概要（詳細は「別紙」のとおり）

### （1）養介護施設従事者等による虐待

①件数 1件（相談・通報届出件数 6件） [H23年度 1件（同 3件）]

施設種別は特別養護老人ホーム、虐待を行った施設従事者等の職種は介護職員であった。

### ②市町村の対応

事実確認調査の上、施設長等への指導など、再発防止に向けて必要な措置が講じられた。

### （2）養護者による虐待

①件数 89件（相談・通報届出件数 136件） [H23年度 111件（同 178件）]

虐待を受けた高齢者の性別は女性が75%、男性が25%で、年齢は80歳以上が72%を占めた。虐待の種別は身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任、経済的虐待の順、虐待をした人は、息子、娘、夫、息子の配偶者の順であった。

### ②市町村の対応

養護者に対する助言・指導や介護保険サービスの利用による分離等により、再発防止に向けた取り組みが行われた。

## 4 県の取り組み

虐待の未然防止や早期発見に向け、また虐待が発生した際、迅速かつ適切に対応する体制を構築するため、以下の取り組みを行っている。

（1）高齢者虐待防止法の趣旨等の定着を図るための普及啓発の推進

（2）介護保険施設等に対する適切な指導や介護サービス従事者を対象にした研修の実施

（3）市町村及び地域包括支援センター職員に対する弁護士等による支援の実施

（4）認知症や認知症高齢者等に関する正しい知識の普及

## 5 全国の状況

全国における平成24年度高齢者虐待の状況については、本日付けで厚生労働省から公表されている。